

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弥彦村(以下「村」という。)は、児童手当法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

弥彦村長

公表日

平成27年11月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	<p>【概要】 児童手当法に基づき、中学生以下の児童を養育する受給者の申請により児童手当額の算定を行い支給する。</p> <p>【処理の流れ】</p> <p>①受給者から提出された認定請求書により児童の監護生計関係の有無、年金加入状況、受給者世帯の所得等の点検及び審査を行い、支給区分を決定する。 ②支給区分及び児童の生年月日により支給月額を決定し、認定通知書を発行する。 ③認定内容に基づき児童手当の支給をおこなう。 ④転出、死亡、児童の年齢到達等により支給要件が喪失した受給者の消滅処理をおこなう。 ⑤年齢到達による児童の減、出生等による児童の増に伴い受給者の額改定処理をおこなう。 ⑥年に一度、継続受給者について現況届により支給要件の確認、審査をおこなう。 ⑦住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑧賦課に必要な情報(年金情報等)を照会し、取得する。(対象者が村内在住の場合には各業務システム経由、村外在住の場合は中間サーバー経由)</p>
③システムの名称	児童手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当受給者ファイル (2)児童手当児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番56
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第15、19、26、30、85、87、116項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第9、10、11、12、15、74、75項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	弥彦村 住民福祉課
②所属長	住民福祉課長 笹岡 正夫
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弥彦村 総務課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弥彦村 住民福祉課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3132

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

